

宇部市の福祉医療費助成制度の概要

福祉医療費助成制度は、医療保険の患者負担分を山口県と各市町で負担するもの。実施主体は市町。患者は医療機関受診時に受給者証を提示すると窓口での支払いが無料または一部負担金のみとなる。

乳幼児医療費助成制度（こども福祉課）

助成の対象：宇部市に居住地を有し、健康保険制度に加入する者で、小学校就学前（満6歳に達する日以後最初の3月31日まで）の児童
所得要件：対象児童の父母の市民税所得割額の合算額が136,700円以下
一部負担金：無料

子ども医療費助成制度（こども福祉課、単市制度）

助成の対象：宇部市に居住地を有し、健康保険制度に加入する者で、小学校1年生から中学校3年生まで（満15歳に達する日以後最初の3月31日まで）の児童
所得要件：対象児童の父母の市民税所得割額の合算額が136,700円以下
一部負担金：原則、医療費の2割

ひとり親家庭医療費助成制度（こども福祉課）

助成の対象：宇部市に居住地を有し、健康保険制度に加入する者で、満18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童を養育するひとり親家庭の母又は父又は父母に代わって養育している者及び当該児童
所得要件：市町村民税所得割非課税世帯
一部負担金：小学校就学前の児童：無料
小学校1年生以上の児童、母、父、養育者：
1 医療機関1ヶ月あたり上限額 通院500円、入院1,000円

重度心身障害者医療費助成制度（障害福祉課）

助成の対象：宇部市に居住地を有し、健康保険制度に加入する者で、以下の要件に該当する者
①国民年金法施行令別表1級程度の障害を有する者
②身体障害者手帳3級所持者。
所得要件：本人所得制限額1,595,000円を超えない者
一部負担金：無料